

新型コロナウイルス感染症対策の**各種支援**とお知らせ

⚠️ 特別定額給付金の申請はお早めに

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される特別定額給付金の申請書を対象世帯の世帯主宛てにお送りしました。まだ申請が済んでいない人は、郵送かオンライン申請のいずれかの方法で早めに申請してください。

1人当たり、**10万円支給**されます

受付期限
8月19日(水)

※この期限を過ぎると特別定額給付金を受け取ることはできません。

申請方法

郵送とオンライン申請の2種類です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、窓口へ申請書を持参することはお控えください。

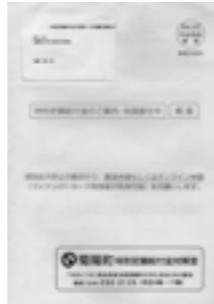
※オンラインで申請する場合、システムの状況によっては申請が中断されることがあります。そのときは時間を空けて申請してください。

給付対象者

基準日の令和2年4月27日に菊陽町の住民基本台帳に登録されている人

受給権者

給付対象世帯の世帯主



郵送した封筒



くわしくはこちら

申請書を失くした場合や記入方法が分からない場合はお問い合わせください。

問い合わせ **特別定額給付金対策室** ☎(232) 2125

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

4月から、特別定額給付金業務のために、「菊陽町特別定額給付金対策室」を設置しています。

送り付けや詐欺に注意！

新型コロナウイルス感染症に便乗した身に覚えのない商品の送り付けや特別定額給付金を装った詐欺が全国的に増加傾向にあります。ご注意ください。

身に覚えのない商品の送り付け

政府が1住所当たり2枚送付する布製マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。「封筒に入った使い捨てマスクが届いた。心当たりがないどうすればいいか」という相談がありました。身に覚えのない商品が届いた場合は、あわてて業者に連絡したり、代金を支払ったりせず未使用のまま14日間保管してください。事前に事業者から電話などを受けて契約が成立していなければ、14日間経過後は商品を処分してかまいません。

特別定額給付金を装った詐欺

特別定額給付金を装って、個人情報や通帳、キャッシュカード、暗証番号をだまし取ろうとする詐欺が全国的に起きています。市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作、手数料の振り込みをお願いすることは、絶対にありません。不審なメールや電話にご注意ください。

相談窓口はこちら

菊陽町、大津町、西原村の3町村の住民はいずれの窓口も利用できます。曜日ごとに窓口を開設する町村が決まっていますので、相談の前にご確認ください。

(月)木：菊陽町役場 ☎(232) 2112

(火)金：大津町役場 ☎(293) 3111

(水)：西原村役場 ☎(279) 3112

※役場の担当課で電話を受けた後、相談員にお繋ぎします。

■相談時間と方法

午前10時～午後4時

(祝と年末年始を除く)

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話での相談のみ(無料)

■問い合わせ

総合政策課 企画政策係

☎(232) 2112



事業者の皆さんへの支援

☎ 商工振興課 ☎(232) 2165

☎ 農政課 ☎(232) 4916

菊陽町事業継続支援金の受け付けを開始します

新型コロナウイルスの感染拡大で、業績に影響を受けている事業者へ、支援金を交付します。

■対象者 国の「持続化給付金(最大法人200万円・個人事業者100万円)」の対象外となる、売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少している事業者(中小企業、個人事業主、農業者など)

■申請要件 県の実施する「熊本県事業継続支援金」を受けていること。

■支援額 一律10万円

■受付開始日 6月9日(火)

■その他 詳しくは町ホームページをご覧ください。



「菊陽町事業継続支援金について」はこちら

菊陽町飲食店・宿泊業支援金の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症による外出自粛要請などで、経営に甚大な影響を受けている飲食店、宿泊事業者へ、支援金を交付します。

■対象者 申請日時時点で、3カ月以上町内で継続して事業を行っている飲食店または宿泊事業者(飲食店は、主たる業務が、利用者を特定せず、注文後調理を行い、店内で飲食させる事業所や移動・仮設営業が対象です)。

■支援額 一律10万円

■申請方法 町ホームページに掲載している申請書を記入し、添付書類を同封のうえ、商工振興課へ郵送してください。

■申請書に添付する書類

①営業許可証の写し

②法人登記簿または確定申告書の写し

③免許証等の写し(個人事業主の場合のみ)

④振込先の通帳の写し

⑤店舗の外観、店内の写真

■申請期限 7月31日(金)

■その他 詳しくは、町ホームページをご確認ください。



「菊陽町飲食店・宿泊業支援金事業について」はこちら



国民年金保険料の納付が困難な人へ

☎ 熊本西年金事務所 ☎(355) 3261

☎ 町民課 年金係 ☎(232) 4914

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入源となる業務の喪失や売り上げ減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、国民年金保険料免除・学生納付特例申請が可能となりました。

■対象者 ①と②のいずれにも該当する人

①2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務が失われたなどの理由で収入が減少した人。

②2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当または学生納付特例基準相当になることが見込まれる人。

■申請期間

①免除申請 2月分～6月分

※7月分以降は改めて申請が必要です。

②学生納付特例 2月分～令和2年3月分
4月分～令和3年3月分

■申請場所 役場または、年金事務所

■必要書類

①年金手帳か、個人番号がわかる書類

②所得の申立書

③印鑑

④学生の人は学生証または在学証明書

⑤顔写真身分証明書(写真なしの身分証明書の場合は2つ)

■注意事項 申請後、当該所得申立書に記載された簡易な所得見込額の内容を明らかにできる書類を確認させていただく場合があるので、2年間はその書類の保管が必要です。

お知らせ

菊陽町夏まつりは中止になりました

8月1日(土)に開催を予定していた「第45回菊陽町夏まつり」は、夏祭り実行委員会検討した結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止することに決定しました。夏祭りを楽しみにしていた皆さんにおきましては、安全を最優先に考えての決定にどうかご理解いただき、来年以降の夏まつりにご支援、ご協力をお願いします。



昨年の町民盆踊り

■問い合わせ

夏祭り実行委員会(菊陽町商工会) ☎(232) 2757